

十管区水路通報

第 15 号

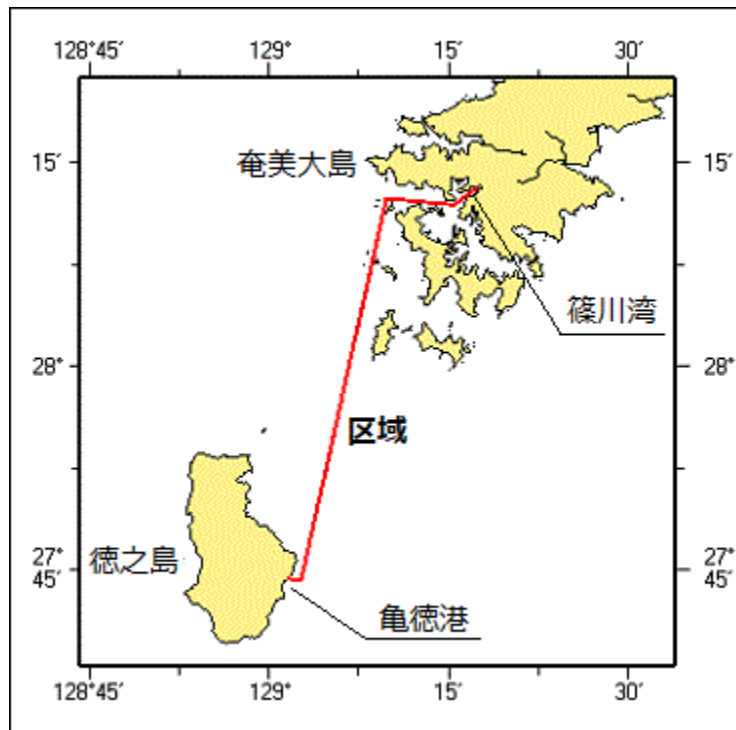
(令和5年4月7日～令和5年4月13日 掲載分)

- 第 171項 南西諸島 - 奄美大島、篠川湾～徳之島、亀徳港 曳航作業
- 第 172項 九州西岸 - 熊本港 防波堤築造工事
- 第 173項 九州西岸 - 甑島列島西北西方 爆撃訓練
- 第 174項 九州南岸 - 鹿児島港、外港 橋脚存在
- 第 175項 九州東岸 - 都井岬東方 射撃訓練
- 第 176項 南西諸島 - 沖縄島北西方 射撃訓練

★5年171項 南西諸島 - 奄美大島、篠川湾～徳之島、亀徳港 曳航作業

曳航作業が実施される。

期 間 令和5年4月9日～10日（予備日11日～16日）
経 路 篠川湾(28-13.2N 129-17.3E)出港 9日0700
亀徳港(27-44.4N 129-01.5E)入港 10日0700
備 考 曳船「朋鶴丸(224トン)」によるケーソンの曳航作業
最大曳航長約450m
海 図 W183-W230-W225-W182A-W182B
出 所 奄美海上保安部



★5年172項 九州西岸 - 熊本港 防波堤築造工事

潜水士及び起重機船による防波堤築造工事が実施されている。

期 間 令和5年4月22日まで及び27日～7月28日 日出～日没
4月23日～26日 昼夜間

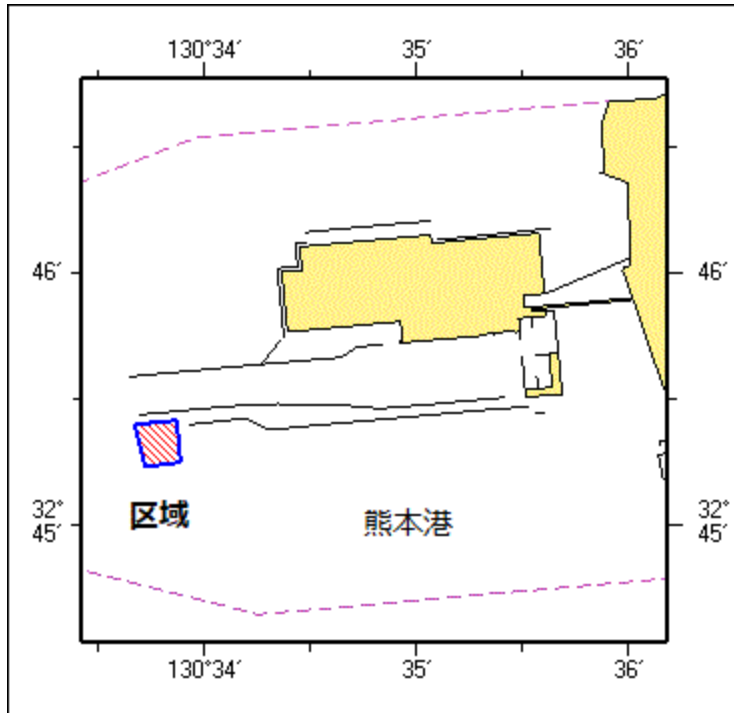
区 域 4地点により囲まれる区域

- (1) 32-45-25N 130-33-52E
- (2) 32-45-15N 130-33-53E
- (3) 32-45-14N 130-33-43E
- (4) 32-45-24N 130-33-40E

備考

付近に警戒船を配置
 潜水作業中、国際信号旗「A」旗を掲揚
 天候等により昼夜間の作業期間が変更される場合がある
 W171-W169
 熊本海上保安部

海図
 出所



★5年173項 九州西岸 - 甕島列島西北西方 爆撃訓練

フォックストロット区域において、自衛隊航空機による空対水爆撃訓練が実施される。

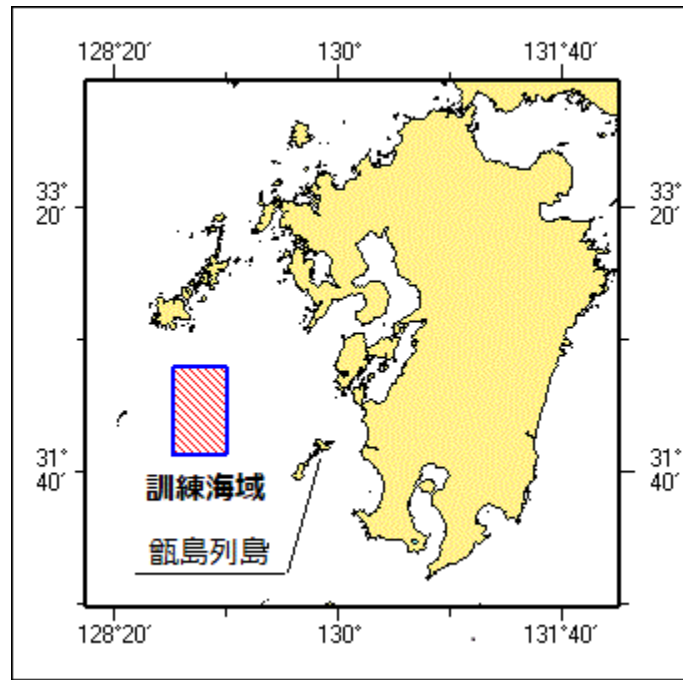
期間
 区域

令和5年5月1日～31日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）、0800～1700
 4地点により囲まれる区域

- (1) 32-20-12N 128-45-52E
- (2) 32-20-12N 129-09-52E
- (3) 31-47-12N 129-09-52E
- (4) 31-47-12N 128-45-52E

海図
 出所

W213-JP213-W187-JP187-W180-W437
 防衛省防衛政策局

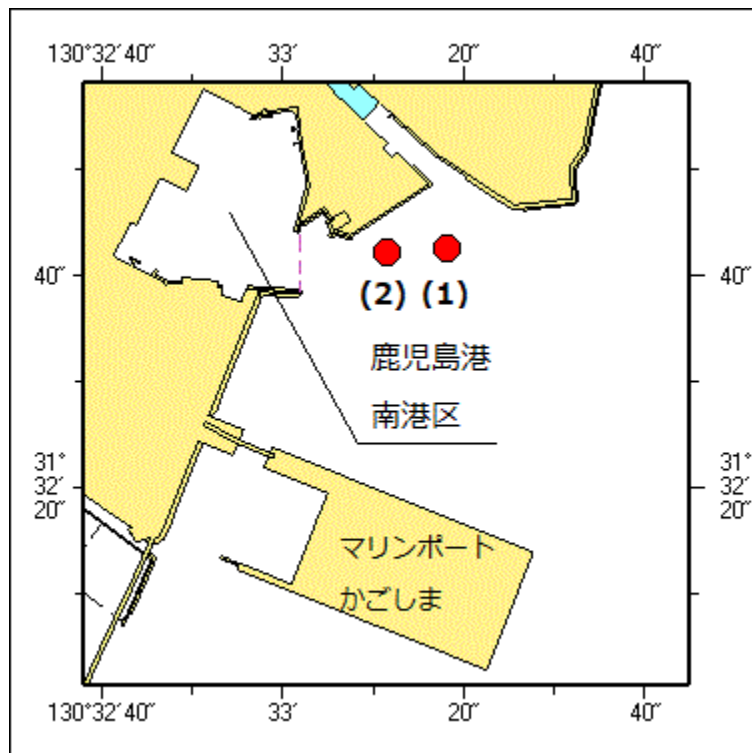


★5年174項 九州南岸 - 鹿児島港、外港 橋脚存在

下記位置に橋脚が存在する。

位置 2地点を中心とする半径5mの円
 (1) 31-32-42.6N 130-33-18.1E
 (2) 31-32-42.2N 130-33-11.5E

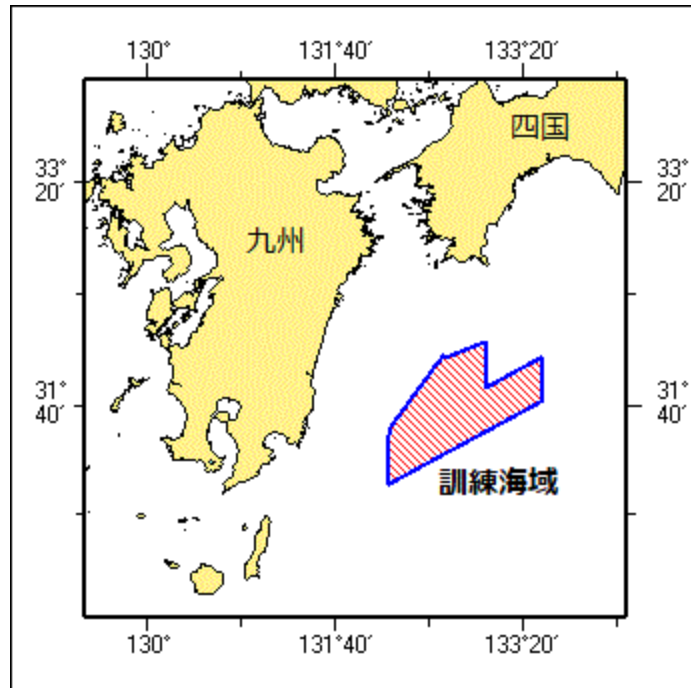
備考 橋脚位置に黄色灯を設置
 海図所 W214A-JP214A-W214B-JP214B
 出所 十本部海洋情報部



★5年175項 九州東岸 - 都井岬東方 射爆撃訓練

自衛隊航空機による空対空射撃及び空対水爆撃訓練が実施される。

期 間 令和5年5月1日～31日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）、0800～1700
 区 域 10地点により囲まれる区域
 (1) 32-09-13N 132-59-51E
 (2) 31-48-13N 132-59-51E
 (3) 32-02-13N 133-29-51E
 (4) 31-42-13N 133-29-51E
 (5) 31-04-13N 132-07-51E
 (6) 31-25-13N 132-07-51E
 (7) 31-30-43N 132-09-21E
 (8) 32-00-13N 132-34-51E
 (9) 32-03-13N 132-37-51E
 (10) 32-01-43N 132-37-51E
 海 図 W 1 2 2 0 - J P 1 2 2 0 - W 1 5 7
 出 所 防衛省防衛政策局



★5年176項 南西諸島 - 沖縄島北西方 射撃訓練

沖縄北部訓練区域において、自衛隊航空機による空対空射撃訓練が実施される。

期 間 令和5年5月1日～31日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）、0700～1800
 区 域 5地点により囲まれる区域
 (1) 27-05-26N 126-42-59E
 (2) 27-04-45N 126-39-05E
 (3) 27-30-14N 125-56-53E
 (4) 28-17-14N 127-07-53E
 (5) 27-32-02N 127-25-35E
 ただし、(3)(4)間は 26-22-14N 127-47-53E の地点を中心とする
 半径120海里の円弧、
 (5)(1)間は同地点を中心とする半径72海里の円弧で結ぶ
 海 図 W 1 8 2 B - W 2 1 0 - F W 2 1 0
 出 所 防衛省防衛政策局

